



厚生労働省

徳島労働局

Tokushima Labour Bureau

Press Release

担	令和4年8月10日 徳島労働局労働基準部賃金室
当	室長 天満 弘明 室長補佐 吉成 洋美 (電話) 088 (652) 9165

## 徳島県最低賃金 31円引上げ、時間額 855円へ

### - 徳島地方最低賃金審議会の改正答申 -

徳島地方最低賃金審議会(会長 段野 聡子)は、本年6月30日、徳島労働局長(伊藤 浩之)から「徳島県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、徳島県最低賃金専門部会を設置して調査審議を重ねてきましたが、8月10日に結論を取りまとめ、同日徳島労働局長に対し「時間額 855円」とする旨の答申を行いました。

徳島地方最低賃金審議会においては、去る8月2日中央最低賃金審議会から示された目安を参考にしつつ、諸般の事情を総合的に勘案して慎重に審議され、答申をまとめられたものです。

なお、答申では、最低賃金の引上げによる企業経営への影響が憂慮されることから、政府に対し、中小企業・小規模事業者が、円滑に企業運営を行えるように、実効性のある支援を最大限に拡充させるとともに、取引条件の改善等に引き続き取り組むよう強く要望する付帯決議が併せて示されました。

今後は、本答申の内容についての異議申出に関する諸手続を経て、徳島県最低賃金が改正され、最短の効力発生日は10月6日となる予定です。

#### 【参考】

	時間額	効力発生日
答 申	855円	令和4年10月6日(予定)
現 行	824円	令和3年10月1日
引上げ額	31円	
引上げ率	3.76%	

#### 【添付資料】

答申文(写)

徳島県地域別最低賃金の推移

業務改善助成金リーフレット